

令和8年度及び令和9年度 碧南市学校給食用物資納入業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の指定について必要な事項を定め、給食用物資の円滑な納入と適正な管理を図ることを目的とする。

(募集方法)

第2条 既存の納入指定業者に対し、申請の案内を行うとともに、市広報及びホームページを通じて新規納入業者を募集する。

(申請の手続)

第3条 申請受付は、原則として2年ごとに実施するものとし、令和8年度及び令和9年度分の指定申請手続（以下「一斉更新受付」という。）は、次のとおりとする。

(1) 申請期間 令和8年1月16日（金）から1月30日（金）まで

(2) 申請時の提出書類 学校給食用物資納入指定業者申請書

(3) 指定有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、一斉更新受付の申請期間以外に指定を希望する者においては、教育委員会が必要と認めた場合に限り、第4条の指定基準を満たしたうえで一斉更新受付と同様の手続を可能とする。この場合の指定期間は、決定の日から一斉更新受付の指定期間末日までとする。

(指定基準)

第4条 業者の指定基準は次のとおりとする。

(1) 営業所等が碧南市内又は、その付近地内にあること。ただし、必要物資の調達困難な食品はこの限りでない。

(2) 生産者、製造業者若しくは卸売業者またはこれに類する者であること。

(3) 2年以上の営業経歴があり、社会的信用を有する者であること。ただし、2年以上の営業経歴がある法人または個人が主体となり設立した組合等で、当該組合等の設立後2年に満たない者については、2年以上の営業経歴があるものとみなす。

(4) 事業経歴が正しく経営状態が良好であること。

(5) 学校給食及び食品に関する法律並びに諸規定を遵守し、施設の衛生面や物資の取扱いが良好で、衛生上信用のおける者であること。

(6) 納品する物資の生産及び加工等の状況を熟知し、学校給食センターの調査・照会に速やかに回答できる者であること。

- (7) 納税義務が履行されていること。
- (8) 営業に関し関係法令による許認可を必要とする業種にあっては、その許認可を取得していること。
- (9) 営業規模に適した瑕疵担保保険に加入し、十分な保証能力を有すること。
- (10) 保健所の監視評点が良好であること。
- (11) 工場、営業施設等の管理状況及び食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員の健康状態に常に注意し、健康診断は年1回、検便は年2回以上実施する等、健康管理に万全を期すこと。また、報告を求めた場合は、遅滞なく教育委員会に提出できるよう記録等しておくこと。
- (12) 材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (13) 仕入、製造及び加工能力が相当広大で所要量を供給し得ること。
- (14) 指定した期日及び時刻に指定した量の学校給食用物資を仕入れまたは製造加工する等の調達能力を有すること。
- (15) 指定した学校給食用物資を、指定した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配達能力を有するとともに、緊急な事態に即応できる態勢が整っている者またはこれと同等の能力を有する運送業の許可を得ている専門の業者に委託することができる者であること。

(申請書の提出)

第5条 登録業者としての認定を受けようとする者は、学校給食用物資納入指定業者申請書（以下「申請書」という。）を指定された期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 食品衛生監視票の写し
- (2) 食品営業許可証又は届出制度における届出書の写し
- (3) 法人（または個人）事業税の納税証明書（発行から30日以内のもので未納がないことがわかるもの）
- (4) 市税の完納証明書（発行から30日以内のもの）
- (5) 誓約書
- (6) その他必要と認める書類

(指定の通知)

第6条 指定申請のあった業者については、教育委員会が審査を行い、承認した後に指定

通知書を発行する。

(指定物資以外の指定)

第7条 第4条の規定により指定を受けた納入業者が指定物資以外の物資の納入を希望するときは学校給食用物資追加申請を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項により申請された追加物資の指定は教育委員会が決定する。

(指定の取消)

第8条 指定有効期間内といえども誓約に違反し、又は、教育委員会において不適当と認めたときは、指定の取消し又は一時停止することがある。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか納入業者の指定について必要な事項は、教育委員会が定める。